関係各位

袋井市財政部財政課長

設計違算の判明について

令和4年8月25日に実施した建設工事入札について、疑義申し立てがあり、 下記のとおり設計違算が判明しました。

設計違算の詳細な内容及び修正結果については、別紙「設計違算の対応について」をご覧ください。

記

- 1 入札番号、工事名第 102 号 令和 4 年度 袋井市可睡寮屋根・外壁改修工事
- 2 開札日令和4年8月25日
- 3 違算の内容 設計違算の詳細は別紙のとおりです。 違算修正結果を反映し、入札手続きを再開し落札決定を行います。

設計違算の対応について

- 1 入札番号 第102号
- 2 工事名 令和4年度 袋井市可睡寮屋根・外壁改修工事
- 3 疑義の内容

題名 | 共通仮設費における交通誘導員B単価の違算

共通仮設費に積上計上する交通誘導員Bの単価を¥13,000 で積算しているが、最新の静岡県労務単価¥13,500 で計上すべきではないか。

10人工計上されているので共通仮設費は¥5,000増加し、予定価格、低入札調査基準価格が増額となるのではないか。

4 確認結果

設計違算あり。

疑義申し立てのとおり、交通誘導員の単価が誤っていました。

前年度の単価を適用し積算を行っていました。

設計書の単価修正を行います。

修正前 13,000 円/人 → 修正後 13,500 円/人

(前年度単価)

(最新単価)

5 対応

設計違算が判明した箇所について設計書を修正し、再積算を行い、落札者を決定します。

なお、再積算をした結果ですが、修正後の増額は1万円未満にとどまります。

予定価格と低入札調査基準価格を算定する際には1万円未満の端数調整 を行うため、当初の金額から変更はありません。